

土木工事標準積算基準
【港湾工事等】

(留意事項等)

令和7年度
[令和8年4月臨時改定版]

京 都 府

下記図書を本府の積算基準と定め適用する。

1 図書名

①港湾請負工事積算基準 令和7年2月 【発行：国土交通省港湾局】

②船舶および機械器具等の損料算定基準 令和7年3月
【発行：国土交通省港湾局 国土交通省航空局】

2 留意事項

港湾請負工事積算基準 令和7年2月 (2-3-1)

一般管理費等率 表-④の数値を下記のとおり読み替える。

【読み替え前】

	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの
	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
			a	b	
一般管理費等率		23.57%	-4.97802	56.92101	9.74%

一般管理費等の算定式

$$G_p = a \cdot \log(C_p) + b \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ただし、

G_p ：一般管理費等率（%）

C_p ：工事原価（円）

【読み替え後】

	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下		30億円を超えるもの
	適用区分等	下記の率とする	算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による		下記の率とする
			a	b	
一般管理費等率		25.13%	-5.21826	60.08343	10.63%

一般管理費等の算定式

$$G_p = a \cdot \log(C_p) + b \quad (\text{小数3位四捨五入})$$

ただし、

G_p ：一般管理費等率（%）

C_p ：工事原価（円）

読み替え箇所を赤字で示している。

3 適用年月日

令和8年5月1日以降積算するものに適用する。ただし、令和8年5月1日以降に入札公告するもので、諸経費適用日が「令和7年度」と記載のものについては、設計変更の対象とすることができるものとする。なお、改定後は「令和7年度(令和8年4月臨時改定)」と記載する。